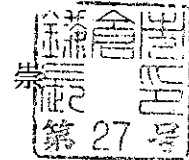


鎌倉市公告第 849 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条に基づき、次のとおり予防接種を実施しますので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条に基づき公告します。

令和 6 年（2024 年）3 月 21 日

鎌倉市長 松尾



1 予防接種の種類

- (1) BCG
- (2) ヒブ
- (3) 小児用肺炎球菌
- (4) B型肝炎
- (5) 五種混合
- (6) 四種混合
- (7) 三種混合
- (8) 不活化ポリオ
- (9) 二種混合
- (10) 麻しん風しん混合（単抗原含む）
- (11) 水痘
- (12) 日本脳炎
- (13) HPV
- (14) ロタウイルス

2 対象者

別紙 1 のとおり

3 予防接種を行う期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までのうち、

各医療機関で定める予防接種を行う日時

4 予防接種実施医療機関（主たる場所）

別紙2のとおり

5 予防接種不適合者（予防接種を受けることが適当でない者）

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある者
- (5) BCG予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種及び傷等によるケロイドの認められる者
- (6) その他、医師により予防接種を行うことが不適合な状態にあるという診断を受けた者